

第 68 号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第15条中「乳児院」の次に「、母子生活支援施設」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童手当法（昭和46年法律第73号）の一部改正等を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。